

次のような場合に補償します。

### 扶養者の方に 万一のことがあった場合の補償

**【扶養者】とは**  
学生ご本人の親権者で、生活費・学業費用を負担し、学生ご本人の生計を支えている方をいいます。(扶養者はあらかじめ指定された1名となります。)

### 【学業費用の補償】

扶養者の方が、ケガや病気により亡くなられたり、ケガにより所定の重度後遺障害が生じた場合、お子さまが負担された費用(授業料など)を各支払年度においてご契約金額を限度にお支払いします。



### ケガの補償(入通院の補償はオプション)

- 日常生活でのケガ
- 交通事故によるケガ
- レジャー・スポーツ中のケガ

※学校管理下中(正課中、学校行事中、クラブ活動中など)のケガは補償の対象外です。



### 賠償責任の補償

お子さま、またはその親権者などが誤って他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に補償します。



※上記事例でも事故状況などにより、損害賠償責任が発生しない場合がありますのでご注意ください。

- アルバイト、インターンシップ中の損害賠償責任も補償します。
- 情報機器などに記録された情報を損壊した場合も補償します。
- 管理下中の受託品の破損などによる損害賠償責任も補償します。

※示談交渉サービス  
個人賠償責任の補償対象となる賠償事故(日本国内において発生した事故にかぎり)により損害賠償請求を受けた際には、損保ジャパン日本興亜が示談交渉をお引き受けし、事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。  
※借家人賠償責任の補償に関わる賠償事故は示談交渉サービスの対象になりません。

### 天災危険の補償

地震、噴火またはこれらによる津波によるケガや学業費用も補償します。

- 地震が原因で倒れてきた壁にぶつかりケガをして亡くなった。

### 借家人賠償責任の補償(自宅外通学生)

下宿をしているお子さまが借用している戸室を損壊したことにより、貸主に法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に補償します。

※事故状況などにより、損害賠償責任が発生しない場合がありますのでご注意ください。



### 生活用動産の補償(自宅外通学生)

一人暮らしや下宿をしているお子さまが所有している生活用動産が、火災、爆発、破損、盗難などによって損害を受けた場合に補償します。

※ご実家などご家族が居住している建物内にある被保険者の生活用動産は保険の対象に含まれません。

※1回の事故につき、次の額を自己負担していただきます。

- 盗難の場合：10万円
- 火災、落雷、破裂、爆発の場合：なし
- その他の事故による損害の場合：1万円

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合などにつきましては、添付の別冊をご覧ください。

- 保険期間**:平成27年4月1日午前0時から平成33年4月1日午後4時まで6年間
- 募集締切**:平成27年3月27日(金)まで(お早めにお手続きください)

加入者証の送付は、平成27年6月頃の予定です。加入者証到着までは「振替払込請求書兼受領証」がこの制度の加入の証となりますので、大切に保管ください。

- 注意事項**:締切日(3月27日)以降のお申込み承っておりますが補償開始が遅れます。平成27年4月1日以降にお振込の方は、振込日翌々日からの補償開始となります。4月28日以降にお振込の場合の保険料につきましては、取扱代理店までお問い合わせください。

### ご加入方法 入学から卒業まで(6年間)1度のお手続きで補償されます。

- 1 パンフレットよりご希望のプランをお選びください。
- 2 保険料をご確認のうえ同封の学生総合補償制度申込票(払込取扱票)に必要事項をご記入・ご署名ください。
- 3 郵便局・ゆうちょ銀行にて保険料を払込みください。(振込手数料は不要です。)
- 4 加入者証は、2015年6月頃に郵送にてお届けする予定です。

DMなどにて類似のパンフレットなどが配布されることがありますが、本制度とは関係ありませんのでご注意ください。

### お問い合わせ・連絡先

〈取扱代理店〉

株式会社 近大アシスト

TEL:06-6722-3000 FAX:(06)6721-2832

〒577-0818 東大阪市小若江3丁目5-14

[URL]http://kindai-a.co.jp/

〈引受保険会社〉

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

TEL:06-6449-1041

〒550-8577 大阪市西区江戸堀1-11-4

損保ジャパン日本興亜肥後橋ビル17F

[URL]http://www.sjnk.co.jp/

(2014年12月1日作成) SJNK14-12367

# 保護者の皆様へ

重要なお知らせです。必ずご覧ください!!

医学部(医学科)

# 近畿大学 2015年度 学生総合補償制度

〈傷害総合保険〉

近畿大学のために企画された補償内容です。

## 学業費用補償が充実!

扶養者が保険期間の開始後に発病した病気のため保険期間中に死亡された場合や、国内外を問わず保険期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガで亡くなられたり、所定の重度後遺障害の状態になられた場合に、毎年必要となる授業料、教材費などを卒業まで補償します。学費実態に合わせた無駄のないプランを準備しました。

## 天災危険補償!

地震、噴火またはこれらによる津波による事故の場合も傷害保険金、学業費用保険金をお支払いします。

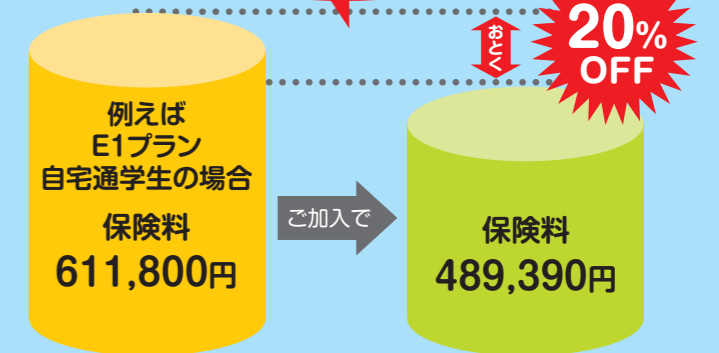
## 賠償責任の補償!

日常生活の偶然な事故により他人にケガを負わせたり他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

## 手続きが簡単!

ご卒業予定時(入学当初のご卒業予定期をいいます。)までの長期契約となっておりますので、1回のお手続きで卒業までの補償が続き安心です。

団体割引適用で!!



## お申込締切日

# 平成27年 3月27日(金)

※締切を過ぎましたら裏面記載の取扱代理店株式会社近大アシストまでお問い合わせください。  
保険期間:平成27年4月1日午前0時から平成33年4月1日午後4時まで6年間

近畿大学が推奨している制度が、この「学生総合補償制度」です。本制度は近畿大学ご入学の皆様のための制度でありスケールメリットを活かした割引が適用されています。

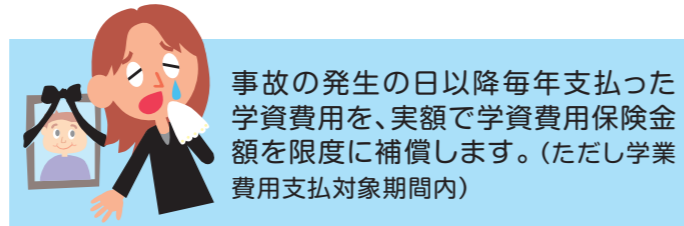
このパンフレットには別冊この保険のあらまし(契約概要のご説明)があります。あわせて必ずお読みいただき、一緒に保管して下さい。

# 近畿大学学生総合補償制度はご卒業までの安心をお届けします。

## 制度の特徴

### 学資費用保険金のお支払例

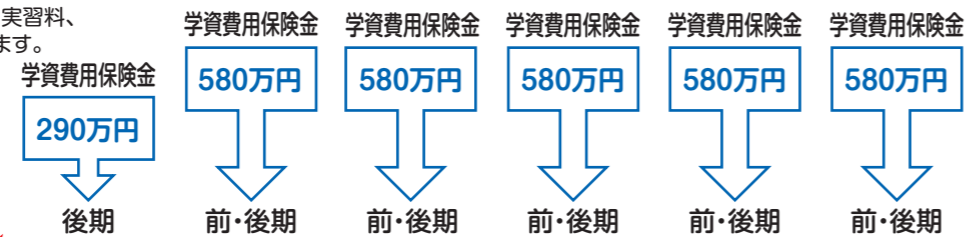
保険期間	6年間 (大学入学時にご加入)
学業費用支払対象期間	6年間
※学資費用保険金額	580万円(年間支払限度額)



[実際にかかった費用]

授業料や教材費等	580万円(年間実額)
----------	-------------

※学資費用の補償内容は、授業料、実験・実習料、教科書・教材などの購入費用等となります。



**扶養者の事故**  
大学1年生の4月30日に扶養不能となった場合



●事故の発生の日以前に支払った学資費用は補償されません。

●扶養者の方が地震、噴火またはこれらによる津波によるケガのため死亡されたり、重度後遺障害になられた場合も補償されます。

#### 責任開始期

- 保険責任は保険期間初日の午前0時に始まります。  
\*中途加入の場合は、毎月末日までの受付分は受付日の翌月1日に始まります。
- ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)より前に発病(※2)した疾病に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)より前に発病(※2)した疾病であっても、ご加入初年度の契約が継続されており、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)からその日を含めて2年を経過した後に保険金の支払事由(入院を開始された場合や手術を受けられた場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。  
(※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。  
(※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

#### 天災危険補償付

地震、噴火またはこれらによる津波によるケガも補償します。扶養者の方に万一の場合は、学資費用保険金をお支払いします。

#### 個人賠償責任(国内のみ示談交渉サービス付)

お子様やその親権者様などが、誤って他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に補償します。(24時間国内外補償)



#### 団体割引が適用

学校法人近畿大学を保険契約者とする団体契約のため団体割引20%が適用されます。

#### ご加入に際して医師の診査は不要

申込み時の医師の診査は不要ですから、手間がかからず、ご加入しやすくなっています。

#### 近大アシストで加入する安心感

学校法人近畿大学の関連会社が事故の対応から保険金のお支払いまできめ細かい対応を行います。



(注) 保険金のお支払方法等重要な事項は、別冊「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

## 補償プランは皆様のステージに合わせてお選びください。

Q. 通学は自宅からですか？  
自宅外からですか？

自宅通学生

自宅外通学生(※1)



Q. 学生ご本人のケガによる入院・通院時の補償は必要ですか？

いいえ▶

はい▶

E1プラン

E3プラン

E2プラン

E4プラン

保険期間6年、一括払、職種級別A級、団体割引20%適用  
学校管理下中対象外特約・天災危険補償特約セット

ご加入プラン 保険期間6年間 (一括払金額)		自宅通学生	自宅外通学生	
基本プラン (ケガによる入院・通院補償無し)		E1プラン 489,390円	E2プラン 501,290円	
保険金額「基本プラン」	学業費用補償 (扶養者に万一のことがあった場合)	学資費用保険金額 (年間限度額)	580万円	580万円
	学生本人のケガの補償	死亡・後遺障害保険金額	1万円	1万円
	個人賠償責任	個人賠償責任保険金額(※2)	1億円	1億円
	家主に対する賠償責任	借家人賠償責任保険金額	—	500万円
	ご自身の生活用動産	学生生活用動産保険金額	—	50万円

基本プラン+オプション (ケガによる入院・通院補償有り)		E3プラン 501,980円	E4プラン 513,880円	
保険金額「オプションプラン」	学生本人のケガの補償 オプション E3, E4 プランにセット	入院保険金日額	1日につき 2,000円	1日につき 2,000円
		手術保険金	入院の手術: 20,000円 外来の手術: 10,000円	入院の手術: 20,000円 外来の手術: 10,000円
	通院保険金日額	1日につき 1,000円	1日につき 1,000円	

(※1) 自宅外通学生とは、賃貸借契約を結んで借りた賃貸マンション・アパート等に住み、そこから学校に通学している学生をいいます。

(※2) 情報機器内のデータ損害は1事故500万円が限度となります。

●上記は職種級別A(学生等)の保険料です。それ以外のご職業(アルバイト等で職業に継続的に従事している場合等)の場合には取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

●本保険のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます)が他にあると補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。

●保険金額はご加入いただいた被保険者の人数に従った割引率で決定されますので、募集の結果上記と異なる保険金額に変更される場合があります。この場合、死亡・後遺障害保険金額を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

●卒業までの期間が上記期間以外の場合は取扱代理店までご照会ください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、  
特にご注意いただきたい事項を記載しています。

ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

## この保険のあらまし（契約概要のご説明）

商品の仕組み	この商品は傷害総合保険普通保険約款に、疾病による学業費用特約等各種特約をセットしたものです。
保険契約者	学校法人近畿大学
保険期間	平成27年4月1日午前0時から平成33年4月1日午後4時まで6年間となります。
申込締切日	平成27年3月27日
引受条件（保険金額等）、 保険料、保険料払込方法等	引受条件（保険金額等）、保険料はパンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
加入対象者	近畿大学の学生の皆様を被保険者とし、保護者を加入者（保険料負担者）としてご加入いただきます。
被保険者	近畿大学の学生（「保険期間末日に年齢が満23歳未満」または「学校教育法に定める学校の学生・生徒」）にかざります。
扶養者	学業費用補償特約、疾病による学業費用補償特約をセットする場合、あらかじめ補償対象となる扶養者を指定いただきます。扶養者としてご加入時にご指定できる方は、原則として、被保険者と同居されている親権者のうち、そのご家族の生計を主として維持されている方（収入の最も多い方）にかざります。 ただし、就学上の事情等を理由として被保険者が親権者と別居されている場合（下宿学生等）は、別居であっても被保険者を継続して扶養することが明らかな親権者にかざり、扶養者としてご指定できます。
お支払方法	専用の払込取扱票でのお支払いとなります。
お手続き方法	添付の加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、ご加入窓口の代理店：近大アシストまでご送付ください。 ・ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。
中途加入	保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月末日までの受付分は受付日の翌月1日から平成33年4月1日午後4時までとなります。 保険料につきましては、末日までに代理店：近大アシストにお持ちください。
中途脱退	この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の代理店：近大アシストまでご連絡ください。
その他ご注意	保険契約開始時点のご加入人数により、保険金額を調整する場合がありますのであらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
満期返れい金・契約者配当金	この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

# 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

## 【お子さま本人のケガの補償】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ（※1）をされた場合等に、保険金をお支払いします。ただし、学校管理下中対象外特約をセットしていますので、被保険者が、被保険者の属する学校の管理下（※2）にある間のケガについては保険金をお支払いしません。

（※1）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

（※2）学校の管理下とは、被保険者が、次の①または②に掲げる間にある場合をいいます。

①被保険者が、学校教育法に基づく小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部、幼稚園または児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育所に在籍している場合は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）の定める「学校の管理下」または「保育所の管理下」に該当する間。ただし、通学は管理下には該当しないものとします。

②被保険者が、大学等に在籍している場合は、次のア からウ、までのいずれかに該当する間。

ア. 大学等の正課中および学校行事に参加している間

イ. 学校施設内にいる間。ただし、大学等が禁じた時間もしくは場所にいる間または大学等が禁じた行為を行っている場合を除きます。

ウ. 学校施設外で大学等に届け出た課外活動を行っている間

（注）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

（注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合	
傷害（国内外補償）	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に発生した事故によるケガに対して、既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\text{死亡保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額の全額}$	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないもの ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 など （※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 （※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
	後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険年度ごとに、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 $\text{後遺障害保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合(4\% \sim 100\%)}$	
	入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 $\text{入院保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院日数(1,000日限度)}$	
	手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりません。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 <sup>(※1)</sup> ②先進医療に該当する手術 <sup>(※2)</sup> $\begin{aligned} <\text{入院中に受けた手術の場合}> & \text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 10(\text{倍}) \\ <\text{外来で受けた手術の場合}> & \text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 5(\text{倍}) \end{aligned}$ （※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整固定術および授動術、抜歯手術 （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりません。	

## 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(国内外補償) 通院保険金	<p>事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数 (事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)</p> </div> <p>(注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。</p> <p>(注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。</p>	(前ページと同じです。)

## 【日常生活の賠償責任の補償】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任 (個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約セット) (国内外補償) (注1)	<p>日常生活の偶然な事故や、自宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物(情報機器などに記録された情報を含みます。)や借りた物*をこわしたりしたことにより法律上の損害賠償責任を負担された場合に賠償責任保険金額を限度(情報機器などに記録された情報の損害については500万円を限度とします。)として損害賠償金をお支払いします。また、損保ジャパン日本興亜の同意を得て支出された訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用などもお支払いします。(賠償金額の決定には事前に損保ジャパン日本興亜の承認を必要とします。)</p> <p>*次の受託品は保険の対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、稿本、設計図、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物</li> <li>●貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品その他これらに準ずる物</li> <li>●自動車(被牽引車を含みます。)、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。)、航空機およびこれらの付属品</li> <li>●鉄砲、刀剣その他これらに準ずる物</li> <li>●被保険者が次に掲げるスポーツなどを行っている間のそのスポーツなどのための用具(山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険なスポーツ)</li> <li>●動物、植物などの生物</li> <li>●建物(畳、建具その他の従物および電気・ガス・暖房・冷房設備、その他の付属設備を含みます。)</li> <li>●門、へいもしくはかき、または物置、車庫その他の付属建物</li> <li>●公序良俗に反する物</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<p>〈共通〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①故意</li> <li>②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)核燃料物質等による損害</li> <li>③地震、噴火またはこれらによる津波</li> <li>④被保険者の職務遂行(アルバイトやインターンシップを除きます。)に直接起因する損害賠償責任</li> <li>⑤被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任</li> <li>⑥心神喪失に起因する損害賠償責任</li> <li>⑦被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任</li> <li>⑧航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</li> <li>⑨環境汚染に起因する損害賠償責任</li> </ol> <p style="text-align: right;">など</p> <p>(※)次の①から③までのいずれかに該当するものを除きます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①主たる原動力が人力であるもの</li> <li>②ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート (ただし、ゴルフカート自体の損壊により発生する貸主への賠償責任に対しては保険金をお支払いしません。)</li> <li>③身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの</li> </ol> <p>〈受託品固有〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①被保険者に引き渡される以前から受託品に存在した欠陥</li> <li>②受託品に生じた自然発火または自然爆発</li> <li>③偶然な外来の事故を直接の原因としない受託品の電氣的または機械的事故</li> <li>④自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他のこれらに類似する事由</li> <li>⑤屋根、扉、窓、通風筒などから入る雨、雪または雹による受託品の損壊</li> <li>⑥受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任</li> <li>⑦受託品について、通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反した場合、または、本来の用途以外に受託品を使用した場合</li> </ol> <p style="text-align: right;">など</p>

# 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

## 【下宿学生への補償】(E2・E4プランのみ)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">物の損害</p> <p>学生生活用動産(国内のみ補償)(注1)</p>	<p>日本国内における偶然な事故によって、被保険者が所有する生活用動産<sup>(※1)</sup>について損害が生じた場合、被害物の再調達価額<sup>(注2)</sup>を基準に算出した損害額から免責金額<sup>(※3)</sup>を差し引いた金額をお支払いします。ただし、お支払いする保険金の額は各保険年度ごとにご契約金額が限度<sup>(※4)</sup>となります。</p> <p>(※1)親族が居住する建物内に所在する被保険者の生活用動産は、補償対象外です。ただし、賃貸借契約を締結して被保険者が単独で居住している建物の戸室内の生活用動産を除きます。</p> <p>(※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。</p> <p>(※3)1回の事故につき以下の額は、ご自身で負担していただきます。 (自己負担額)火災・落雷・破裂・爆発の場合：なし 盗難の場合：10万円 その他の場合：1万円</p> <p>(※4)保険期間が1年を超えるご契約の場合は、保険年度ごとに保険金額を限度とします。</p> <p>(注1)建物外に持ち出している間も補償されます。 (注2)次のものは生活用動産に含まれません。</p> <p>①通貨、手形その他の有価証券(小切手を除きます。) ②定期券、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、航空券、旅券その他これらに準ずる物 ③稿本、設計書、図案、証書(公正証書、身分証明書など一定の事実または権利義務関係を証明する文書をいいます。ただし、旅券および運転免許証を除きます。)、帳簿その他これらに準ずる物 ④貴金属、宝玉、宝石および書画、骨とう、彫刻物その他これらに準ずる美術品 ⑤義歯、義肢その他これらに準ずる物 ⑥ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィンおよびこれらの付属品 ⑦船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ⑧動物および植物 ⑨コンタクトレンズ、眼鏡</p> <p style="text-align: right;">など</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④欠陥 ⑤自然の消耗、摩滅、劣化もしくは性質による腐蝕、さび、変色等 ⑥機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑦偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的、機械的事故 ⑧紛失または置き忘れ ⑨修理、調整の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 ⑩台風、暴風、暴風雨、旋風、たつ巻、洪水、高潮、豪雨等の風水災によって生じた損害 ⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化</p> <p style="text-align: right;">など</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">賠償責任</p> <p>借家人賠償責任(国内のみ補償)(借家人賠償責任補償特約(オールリスク)セット)</p>	<p>日本国内において被保険者<sup>(*)</sup>が借用・使用する借用户室を損壊したことにより、被保険者が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、借家人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を必要とします。</p> <p>(※)被保険者には以下の①または②のいずれかに該当する者を含みます。</p> <p>①借用户室の貸借名義人が被保険者と異なる場合はその貸借名義人 ②①に該当しない被保険者の親権者またはその他の法定の監督義務者。ただし、被保険者が未成年であって、被保険者に関する事故にかぎります。</p>	<p>①故意 ②心神喪失による損害 ③借用户室の改築、増築、取りこわし等の工事による損害 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥借用户室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償責任 ⑦借用户室を貸主に引き渡した後に発見された借用户室の損壊に起因する損害賠償責任</p> <p style="text-align: right;">など</p>

# 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

## 【扶養者の方に万が一のことがあったときの補償】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<b>特別費用</b> 学業費用 (国内外補償) (注1) (注2)	扶養者 <sup>(※1)</sup> が、保険期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、扶養不能状態 <sup>(※2)</sup> となった場合、支払対象期間 <sup>(※3)</sup> 中に、被保険者が負担した次の費用に対して、保険金をお支払いします。 <b>●学資費用</b> 被保険者が在学または進学する学校に納付する費用のうち、在学期間中に毎年必要となる費用(授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等)をいいます。お支払いする保険金の額は、支払対象期間 <sup>(※3)</sup> 中の各支払年度について、学資費用の保険金額を限度とします。 (※1)「扶養者」とは、被保険者を扶養する方で加入依頼書等記載の方をいいます。 (※2)「扶養不能状態」とは、次の①または②のいずれかに該当する状態をいいます。 ① 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ② ①以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害が生じた場合 (※3)「支払対象期間」とは、扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から学業費用補償特約の終期までの期間をいいます。 (注)「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。	①故意または重大な過失 ②扶養者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③扶養者の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤扶養者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥扶養者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧扶養者が扶養不能状態となった時に扶養者が被保険者を扶養していない場合 など
疾病による学業費用 (国内外補償) (注1) (注2)	扶養者 <sup>(※1)</sup> が保険期間中に扶養不能状態 <sup>(※2)</sup> となり、支払対象期間 <sup>(※3)</sup> 中に、被保険者が負担した次の費用に対して、保険金をお支払いします。 <b>●疾病学資費用</b> 被保険者が在学または進学する学校に納付する費用のうち、在学期間中に毎年必要となる費用(授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等)をいいます。お支払いする保険金の額は、支払対象期間中の各支払年度について、疾病学資費用の保険金額を限度とします。 (※1)「扶養者」とは、被保険者を扶養する方で加入依頼書等記載の方をいいます。 (※2)「扶養不能状態」とは、疾病を発病し、その直接の結果として死亡したことにより、被保険者を扶養できない状態をいいます。 (※3)「支払対象期間」とは、扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から学業費用補償特約の終期までの期間をいいます。	①故意または重大な過失 ②扶養者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③扶養者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ④扶養者の妊娠、出産、早産または流産 ⑤戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑥扶養者が扶養不能状態となった時に扶養者が被保険者を扶養していない場合 など

(注1)複数のご契約にセットされた場合は、補償に重複が生じることがあります。また、補償が重複する他の保険契約等がある場合において他の保険契約等から既に保険金等が支払われたときは、損害の額からそれらの額の合計金額を差し引いてお支払いします。ただし、加入依頼書等記載の保険金額を限度とします。

(注2)複数のご契約にセットされても、保険金のお支払い限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。

# 用語のご説明

用語	用語の定義
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
【未婚】	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
【保険年度】	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合は、初年度については、保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。

## ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

### 1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

### 2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項<sup>(※)</sup>について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。  
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。  
<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。
  - ★被保険者の職業または職務
  - ★学校の種類(疾病による学業費用補償特約をセットする場合)
  - ★他の保険契約等<sup>(※)</sup>の加入状況  
(※)「他の保険契約等」とは、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- \*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- \*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
  - ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
  - ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパン日本興亜が契約した場合 など
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

### 3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知いただく義務(通知義務)があります。
- 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- 扶養者が変わった場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。
- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。  
<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>  
被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。  
<重大事由による解除等>
- 保険金を支払わせる目的で支払事由等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

### 4. 責任開始期

- 保険責任は保険期間初日の午前0時に始まります。  
\*中途加入の場合は、毎月末日までの受付分は受付日の翌月1日に始まります。
- ご加入初年度の保険期間の開始時<sup>(※1)</sup>より前に発病<sup>(※2)</sup>した疾病に対しては、保険金をお支払いできません。



ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時<sup>(※1)</sup>より前に発病<sup>(※2)</sup>した疾病であっても、ご加入初年度の契約が継続されており、ご加入初年度の保険期間の開始時<sup>(※1)</sup>からその日を含めて2年を経過した後に保険金の支払事由(入院を開始された場合や手術を受けられた場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。

(※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。

(※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

## 5. 事故がおきた場合の取扱い

■保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。事故の発生日(疾病の場合は、入院を開始した日あるいは手術を受けた日)からその日を含めて30日以内に通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

■被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談のうえ、交渉をおすすめてください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

(注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパン日本興亜が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合

・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など

※借家人賠償責任補償特約の対象となる事故については示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパン日本興亜にご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。

■保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票など
② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③ 傷害または疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、凶面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高など営業状況を示す帳簿(写) など
④ 保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥ 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 <sup>(※)</sup> 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦ 損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1)保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

■上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

■病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払い対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

## 6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

## 7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。

(注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

## 8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

(1)保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

(2)保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割<sup>(注)</sup>までが補償されます。

(注)保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなる場合があります。

## 9. 個人情報の取扱いについて

■保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。

■損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

# ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向にそっていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

## ！もう一度ご確認ください。

### 1 保険商品が以下の点でお客さまのご意向にそった内容となっていることをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類や保険金をお支払いする場合)  保険期間(保険のご契約期間)  
 保険金額(ご契約金額)  保険料・お支払方法(保険料払込方法)・満期返れい金・契約者配当金の有無

### 2 ご加入いただく内容に誤りがないかどうかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されていることをご確認ください)。

被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。

パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されていることをご確認いただきましたか。

職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つるの製品製造業者、漁業作業者、建設業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業業者

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。

※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)の方等についてはお引き受けできません。

### 【疾病による学業費用補償特約をセットしたプランにご加入になる場合のみご確認ください】

加入依頼書の「学校への種類」欄へ正しく告知されていることをご確認いただきましたか。

### 3 お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

## 問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

#### 取扱代理店

株式会社近大アシスト

〒577-0818 大阪府東大阪市小若江3-5-14

TEL. 06-6722-3000 FAX. 06-6721-2832

(受付時間：平日の午前9時から午後6時まで)

#### 引受保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

大阪企業営業第二部第四課

〒550-8577 大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4

TEL. 06-6449-1041 FAX. 06-6449-1378

(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」は、損保ジャパンと日本興亜損保が2014年9月1日に合併して誕生した会社です。

#### ■指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

(ナビダイヤル) 0570-022808 <通話料有料> PHS・IP電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

#### ■事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110(受付時間：24時間365日)

※取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。

したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

※このパンフレットは、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

※加入者証は大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

(2014年12月1日作成) SJNK14-12367